じ、それぞれ次に定める数とする。ただし、収容定員が、イにあつては別表第一イの表に定める数、ロにあつては同表に定める数に専攻分野の数を乗じた数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。

一　当該学部が一の専攻分野のみを有する場合　別表第一イの一学科で組織する場合の専任教員数の表の下欄に定める教員数とする。収容定員が同表の中欄に定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

二　当該学部が二以上の専攻分野を有する場合　別表第一イの二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数の表の下欄に定める教員数に専攻分野の数を乗じた数とする。収容定員が同表の中欄に定める数に専攻分野の数を乗じた数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数に専攻分野の数を乗じた数の教員を増加するものとする。

第十二章　国際連携学科に関する特例

第十三章　雑則

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（大学院設置基準の一部改正）

第二条　大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［略］	［略］
第十章　共同教育課程に関する特例（第三十一条―第三十四条）	第十章　共同教育課程に関する特例（第三十一条―第三十四条）
第十一章　工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例（第三十四条の二―第三十四条の三）	第十一章　国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）
第十二章　国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）	第十二章　雑則（第四十二条―第四十六条）
第十三章　雑則（第四十二条―第四十六条）	
［略］	［略］

（研究科以外の基本組織）

第七条の三　［略］

2　研究科以外の基本組織（工学を専攻する研究科以外の基本組織を除く。）に係る第九条に規定する教員の配置の基準は、当該研究科以外の基本組織における専攻に相当する組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の専攻に係るこれらの基準（共同教育課程を編成する専攻及び第三十五条第一項に規定する国際連携専攻に係るものを含む。）に準ずるものとする。

3　［略］

第九条　大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

一・二　［略］

第十一章　工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例

（工学を専攻する研究科の教育課程の編成）

第三十四条の二　工学を専攻する研究科を設ける大学院を置く大学であつて当該研究科の基礎となる学部を設けるものは、当該学部における教育及び当該研究科における教育の連続性に配慮した教育課程（以下「工学分野の連続性に配慮した教育課程」という。）を編成することができる。

2　工学分野の連続性に配慮した教育課程を編成する大学の大学院は、当該教育課程を履修する学生が工学に関する高度の専門的知識及び能力を修得するとともに、工学に

改正後	改正前
第十一章　工学を専攻する研究科の教育課程に関する特例（第三十四条の二―第三十四条の三）	第十一章　国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）
第十二章　国際連携専攻に関する特例（第三十五条―第四十一条）	第十二章　雑則（第四十二条―第四十六条）
第十三章　雑則（第四十二条―第四十六条）	
［略］	［略］

（研究科以外の基本組織）

第七条の三　［略］

2　研究科以外の基本組織に係る第九条に規定する教員の配置の基準は、当該研究科以外の基本組織における専攻に相当する組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の専攻に係るこれらの基準（共同教育課程を編成する専攻及び第三十五条第一項に規定する国際連携専攻に係るものを含む。）に準ずるものとする。

3　［略］

第九条　大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

一・二　［略］

［一章二条を加える。］